

◎株式会社企業再生支援機構法の一部 を改正する法律

(平成二十四年三月三十一日法律第二〇号)

一、提案理由(平成二十四年三月二十六日・衆議院財務金融委員会)

○古川国務大臣 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、最近の経済金融情勢及び金融機関の金融の円滑化への対応状況に鑑み、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を延長することに伴い、過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援するため、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行うことができる期限の延長等を行うものであります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機構が支援決定を行うことができる期限を延長し、

平成二十五年三月三十一日までとするものとしております。

第二に、支援決定を行うことができる新たな期限より前に主務大臣の認可を受けた事業者については、平成二十五年九月三十日まで支援決定を行うことができることとするともに、当該事業者に対し支援決定を行った場合には、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するよう努めなければならない期間を、改正後の支援決定を行うことができる本来の期限から三年となる平成二十八年三月三十一日までとするものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十四年三月二三日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、企業再生支援機構法改正案は、企業再生支援機構による支援決定期限を平成二十五年三月三十一日まで延長する等の

措置を講ずるものであります。

各案は、去る三月十六日当委員会に付託され、同日自見国務大臣及び古川国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十一日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、企業再生支援機構法改正案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案に係る、再生支援の申し込みをすることができる事業者から、政令で定める大規模な事業者を除くこととする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもって、銀行株式会社等保有制限法改正案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、企業再生支援機構法改正案は、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

なお、銀行株式会社等保有制限法改正案及び企業再生支援機構法改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年三月二日)

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

○西村(康)委員 自民党の西村康稔でございます。

ただいま議題となりました株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしますので、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、本修正案の趣旨について申し上げます。

本修正案は、機構の本来の支援対象である中小企業者等に対する支援実績が低調である一方、支援の大部分がいわゆる大企業の再生に充てられているという現状を改善し、中小企業者等に対する再生支援を通じた地域経済の再建を図るという法の趣旨を、制度上も明確化するものであります。

次に、本修正案の概要について申し上げます。

本修正案において、機構に対して再生支援の申し込みをすることができる事業者から、政令で定める大規模な事業者を除くこととしております。ただし、事業の再生が図られなければ地域経済の再建等に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については、例外的に再生支援の申し込みをすることができるとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二日)

六五

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わり薄い大企業も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行っている事業者について、出資した株式等の処分の際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構の役員については、業務がより円滑に遂行されるよう、適正な人材登用に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○尾立源幸君 ただいま議題となりました七法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案は、中小企業金融円滑化法の有効期限を延長することに伴い、

過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援するため、企業再生支援機構が支援決定を行うことができる期限の延長等を行うとするものであります。

なお、衆議院において、企業再生支援機構に対して再生支援の申込みをすることができる事業者から、政令で定める大規模な事業者を除く等の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、中小企業金融円滑化法の施行状況に対する評価、金融機関のコンサルティング機能を強化する方策、企業再生支援機構の支援対象の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して中西健治委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より中小企業金融円滑化法改正案に賛成、企業再生支援機構法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二九日)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に押し進めていく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わり薄い大企業も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行っている事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援をより進めていくよう尽力すること。

右決議する。